

横須賀市報

第1907号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規則	
◇宅地造成等規制法等施行取扱規則中一部改正……………	15465
告示	
◇土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧につ いて……………	15466
◇道路区域変更について……………	〃
◇道路の供用開始について……………	15467
公告	
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇過誤納金充当通知書の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税・森林環境税ほか2件の督促状の公示送 達……………	〃
◇債権差押調書の公示送達……………	15468
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇建築協定書の縦覧について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定辞退について……………	〃
議会規則	
◇横須賀市議会委員会規則中一部改正……………	15469
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

規則

横須賀市規則第3号 (令和7年2月28日)
掲示済

宅地造成等規制法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月28日

横須賀市長 上地 克明

宅地造成等規制法等施行取扱規則の一部を改正する規則(平成13年横須賀市規則第65号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則

第1条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「旧法」を「法」に、「宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続に関する条例」を「宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続に関する条例」に改める。

第2条の見出し中「造成主」を「工事主」に改め、同条各号列記以外の部分中「条例第4条第1項第1号」を「法第12条第2項第2号」に、「完成するための」を「行うために必要な」に改め、同条第2号中「旧法第8条第1項」を「法第12条第1項」に改め、「(宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「旧令」という。))第3条第4号に規定する工事に係るものを除く。)」を削る。

第3条各号列記以外の部分中「条例第4条第1項第2号」を「法第12条第2項第3号」に、「ための」を「ために必要な」

に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第2号」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「旧省令」を「省令」に、「第4条第1項に規定する許可申請書」を「第7条第1項及び第2項に規定する申請書」に改め、「単に」を削り、同条第1号及び第3号中「造成主」を「工事主」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「造成主」を「工事主」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に改め、同号を同条第7号とする。

第6条中「旧法第9条第2項」を「法第13条第2項」に、「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第3号」に改める。

第7条中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に改める。

第8条中「旧令第15条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。))第20条第1項」に、「旧令第6条」を「令第8条」に改める。

第9条本文中「旧令第6条第1項第1号」を「令第8条第1項第1号」に改め、同条ただし書中「旧令第14条」を「令第17条」に、「旧令第6条第1項第2号及び第7条から第10条」を「令第8条第1項第2号及び第9条から第12条」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「(宅地造成等工事変更届)」に改め、同条第1項ただし書中「旧法第9条第1項(旧法第12条第3項)」を「法第13条第1項(法第16条第3項)」に改め、同条第2項中「旧法第12条第2項」を「法第16条第2項」に、「宅地造成工事変更届」を「宅地造成等工事変更届」に、「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項第1号中「第7号」を「第6号」に改め、同項第2号中「旧省令第4条第1項」を「省令第7条第1項及び第2項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条第3項表以外の部分中「旧法第8条第1項」を「法第12条第1項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期の報告)

第13条 省令第48条第1項に規定する報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第7号様式)による。

2 省令第48条第2項に規定する報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第8号様式)による。

第14条中「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

第15条を削る。

第16条第1項中「第11条」を「第10条」に、「旧法第14条第2項」を「法第20条第2項」に、「旧法第8条第1項ただし書」を「法第15条第2項」に、「同項」を「法第12条第1項」に、「受けなくてもよい」を「受けたものとみなされる」に、「第3号」を「第3項」に改め、同条第2項中「第11条」を「第10条」に改め、同条第4項中「第11条各号」を「第10条各号」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「旧法第17条第2項」を「法第24条第2項」に、

「旧法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第18条の見出し中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同条中「旧省令第30条の規定による旧法第8条第1項」を「省令第88条の規定による法第12条第1項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に、「が法第12条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第1号様式中「造成主」を「工事主」に、「宅地造成経歴」を「工事経歴」に改める。

第3号様式中「宅地造成等規制法施行令第17条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条」に、「宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例第4条第1項第4号」を「宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例第4条第1項第3号」に改める。

第4号様式正本及び第4号様式副本を削る。

第5号様式中「(第11条第2項関係)」を「(第10条第2項関係)」に、「宅地造成工事変更届」を「宅地造成等工事変更届」に、「宅地の」を「土地の」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地」を「土地」に改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式中「(第13条第1項関係)」を「(第12条第1項関係)」に、「宅地」を「土地」に改め、同様式を第6号様式とする。

第9号様式を削る。

第8号様式中「造成主」を「工事主」に、「宅地」を「土地」に改め、同様式を第9号様式とし、第6号様式の次に次の2様式を加える。

第7号様式(第13条第1項関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所
工事主 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

許可年月日及び許可番号				
土地の所在及び地番				
報 告 年 月 日	第1回目 年月日	第2回目 年月日	第3回目 年月日	第4回目 年月日
報告時点における盛土又は切土の高さ				
報告時点における盛土又は切土の面積				
報告時点における盛土又は切土の土量				
報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
擁壁の床掘りを完了したときの状況				
鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

備考

- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。
- 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに擁壁等に関する工事の施行状況等を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

第8号様式(第13条第2項関係)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所
工事主 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

許可年月日及び許可番号				
土地の所在及び地番				
報 告 年 月 日	第1回目 年月日	第2回目 年月日	第3回目 年月日	第4回目 年月日
報告時点における土石の堆積の高さ				
報告時点における土石の堆積の面積				
報告時点における堆積されている土石の土量				
前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量				
地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

備考

- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。
- 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況(堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等)及びその付近の状況並びに地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況等を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

第10号様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に、「宅地造成等規制法第18条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項」に改める。

第11号様式中「(第18条関係)」を「(第17条関係)」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に、「宅地の所在及び地番」を「工事をした土地の所在」に、「宅地造成許可の年月日」を「許可年月日及び許可番号」に、「宅地の面積」を「土地の面積」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第27号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和7年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 縦覧の期間 令和7年4月1日から同年6月2日まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧の場所 横須賀市税務部資産税課

横須賀市告示第28号

道路区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和7年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
345	旧	田浦大作町 134 番の 6 地先から 田浦大作町 134 番の 6 地先まで	メートル 1.3	メートル 1.7
	新	田浦大作町 134 番の 1 地先から 田浦大作町 134 番の 1 地先まで	1.3 ~ 2.0	1.7
346	旧	田浦大作町 129 番の10地先から 田浦大作町 133 番の 2 地先まで	1.2 ~ 1.3	26.5
	新	田浦大作町 129 番の 1 地先から 田浦大作町 133 番の 2 地先まで	1.3 ~ 2.0	26.5
1,280	旧	阿部倉 704 番の 5 地先から 平作 4 丁目 712 番の 1 地先まで	16.9 ~ 69.0	232.9
	新	阿部倉 704 番の 5 地先から 阿部倉 709 番の 1 地先まで	4.1 ~ 18.9	136.6
3,752	旧	芦名 2 丁目1672番の 1 地先から 芦名 2 丁目1697番の 7 地先まで	3.1 ~ 4.0	73.3
	新	芦名 2 丁目1672番の 1 地先から 芦名 2 丁目1697番の 7 地先まで	4.0 ~ 8.0	71.6
4,075	旧	佐島 2 丁目 863 番の 5 地先から 佐島 2 丁目 873 番の 2 地先及び 864 番の 2 地先まで	0.9 ~ 1.4	60.7
	新	佐島 2 丁目 863 番の 1 地先から 佐島 2 丁目 873 番の 1 地先及び 864 番の 1 地先まで	3.4 ~ 4.5	58.1

横須賀市告示第29号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月10日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点
345	田浦大作町 134 番の 1 地先から 田浦大作町 134 番の 1 地先まで
346	田浦大作町 129 番の 1 地先から 田浦大作町 133 番の 2 地先まで

3,752	芦名 2 丁目1672番の 1 地先から 芦名 2 丁目1697番の 7 地先まで
4,075	佐島 2 丁目 863 番の 1 地先から 佐島 2 丁目 873 番の 1 地先及び 864 番の 1 地先まで

公 告

横須賀市公告第47号 (令和7年2月28日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和 7 年 2 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 5 年 9 月 5 日 令 5 開 第 5 号	令和 7 年 2 月13日 令 6 第22号	横須賀市野比 3 丁目2118番 2 ほか 3 筆	横須賀市日の出町一丁目 1 番地 株式会社ニッケンホーム 代表取締役 山 下 和 志
令和 6 年10月31日 令 6 開 第 8 号	令和 7 年 2 月19日 令 6 第23号	横須賀市船越町 1 丁目36番 1	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第48号 (令和7年3月4日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第49号 (令和7年3月4日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事

業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年3月4日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	期別	発付年月日
令和6年度	市民税 県民税 森林環境税 (普通徴収)	第2期分	令和7年2月3日
		第3期分	令和6年11月28日
			令和7年2月3日
		第4期分	令和7年2月3日
		11月随時分	令和6年12月24日
	12月随時分	令和7年1月30日	
	市民税 県民税 森林環境税 (特別徴収)	8月分	令和6年10月9日
		9月分	令和6年11月7日
		10月分	令和6年12月10日
		11月分	令和7年1月9日
固定資産税 都市計画税	第1期分	令和6年7月30日	
	第2期分	令和6年8月29日	
	第3期分	令和7年1月30日	

(別紙略)

横須賀市公告第50号 (令和7年3月4日) 掲示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年3月4日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第51号 (令和7年3月4日) 掲示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年3月4日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第52号

建築協定条例施行規則（昭和47年横須賀市規則第42号）第1条の規定に基づき湘南鷹取6丁目建築協定の認可申請書が提出されたので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第71条の規定により公告します。

その認可申請書及び関係図書は、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和7年3月10日

横須賀市長 上地 克明

- 1 縦覧期間 令和7年3月10日から同月31日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
- 3 縦覧場所 横須賀市都市部建築指導課

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第7号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和7年3月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
679	水工事 田村	田村 秀樹	横須賀市光風台18番8号	令和7年2月12日	令和12年2月11日

横須賀市上下水道局告示第8号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和11年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和7年3月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須448	水工事 田村	田村 秀樹	横須賀市光風台18番8号	令和7年2月12日

横須賀市上下水道局告示第9号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和7年3月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	届出年月日
須343	アソー熱工業株式会社	関野 功	小田原市中曽根31番地12	令和7年2月18日

議 会 規 則

横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月18日 (令和7年2月18日)
掲 示 済

横須賀市議会議長 大野 忠之

横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則

横須賀市議会委員会規則(平成14年12月20日制定)の一部を次のように改正する。

別表広報広聴会議の項中「議会報告会及び市民との懇談会」を「広報広聴会」に、「11名以内」を「10名以内」に改め、同表議会ICT化運営協議会の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年市議会定例会の開会の日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

横須賀市農業委員会告示第3号 (令和7年3月3日)
掲 示 済

令和7年第3回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和7年3月3日

横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和7年3月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 生産緑地の農業従事者への買取りあわせ結果について
 - (5) 非農地判断について
 - (6) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について
 - (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - (8) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
 - (9) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について